

# 正副金曼の活動状況

-会務報告-

日本弁理士会副会長笹野 拓馬

#### 1. はじめに

f

令和3年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております、笹野拓馬です。どうぞ宜しくお願いいたします。本稿執筆時点では、役員会立上げ準備のための次年度会務検討委員会の約5ヶ月と、4月に副会長としての任期が始まってから3ヶ月が経過しました。あっという間でしたが、役員の重責を日々実感しているところです。

昨年度から続く,新型コロナウイルス感染症は収まる気配がありませんが,本年度の執行役員会は,「時代の変化をチャンスに!」のスローガンの下,ウィズコロナ,ポストコロナを見据えた各種事業計画を策定し,感染症の拡大防止と会務運営の両立とを図るため,試行錯誤しているところです。

予期せぬコロナ禍で社会環境が変化し、仕事の環境 も大きく変化している現状ですが、会務活動が円滑に 行えるように努力していくとともに、会員の皆様のお 役に立てるように努めてまいります。

#### 2. 会務報告

私の担当する組織は、広報センター、防災会議、意 匠委員会、著作権委員会、情報企画委員会及び東北会 になります。以下、それぞれの活動について簡単にご 説明いたします。

# 【広報センター】

広報センターは、知的財産の保護及び弁理士の業務に関する広報活動を継続的かつ統一的に行うことで知的財産制度の発展に寄与することを目的とした附属機関です。例年に引き続き、広報事業の企画・実施、マスメディアへの情報発信、日本弁理士会ホームページの管理更新、会誌「パテント」や広報誌「パテント・アトーニー」の発行等を行ってまいります。

また、平成29年に策定された「日本弁理士会の短

中期広報戦略(5ヵ年計画)」に基づいて、弁理士の認知度向上を図る取り組みを引き続き実施します。本年度は、5ヵ年計画における4年目にあたり、5年にわたる広報戦略も後半戦に入りました。5ヵ年計画では、4年目は弁理士の名称認知率を向上させつつ、弁理士の職業認知率の向上も目指していく段階になります。両面を向上させる難しい局面ではありますが、しっかりと数値目標を設定し、その目標をクリアできるように取り組みます。本年度の事業については、本稿の執筆時点では、どのような事業を行うか検討を重ねているところです。本稿が掲載されるパテント9月号が発行される頃には、具体的に広報戦略事業がスタートしていることと思いますので、ご期待いただければと思います。

会誌「パテント」につきましては、昨年度から検討されておりました電子書籍化を、本年度実行できるように作業を進めておりますので、作業が整い次第、会員の皆様へ周知し、その後、実行に移りたいと考えております。

## 【防災会議】

防災会議は、日本弁理士会の防災体制の整備及び災害発生時の対応を策定することを目的として、防災訓練の検討・実施、防災マニュアルや災害時の取るべき行動に関する to do リストの随時見直し、防災備品の検討・整備、日本弁理士会ホームページの「会員専用ページ」にある「被災情報、期間延長措置等の確認」の見直し等を行っています。

防災体制の整備等は、これまで主に地震による災害を想定して策定してきましたが、近年では、地震の他にも、台風や豪雨による河川の氾濫など、風水害も多く発生するようになり、既に、本年度も熱海市における土砂崩れや、中国地方・九州地方における大雨による災害が発生しております。このような様々な災害に

対して、しっかりと迅速に対応できるように、引き続き、防災体制の整備等を進めてまいります。

# 【意匠委員会】

意匠委員会は、意匠制度についての政策提言等をその職責とし、本年度は、昨年度に引き続き、意匠法の法改正や意匠制度の運用等について検討するとともに、意匠登録出願の出願増に資するための会員への周知活動の施策を検討します。

意匠登録出願の出願件数は、例年、3万件程度であって、制度の利活用があまり進んでいないのが現状ですが、うまく利用することで権利保護を厚くすることが可能です。意匠法は、令和元年度の大改正により、関連意匠制度の拡充や意匠権の存続期間の変更、これまで保護対象ではなかった画像自体や建築物、内装の意匠が保護できるようになり、昨今では、令和2年4月1日から受付が開始された建築物などの意匠登録出願が順次登録になってきており、登録事例が蓄積されつつあります。また、特許庁は、意匠法の大改正に先駆けて、平成30年には「デザイン経営」宣言を行っており、意匠を取り巻く環境は、ここ数年で、大きく様変わりしています。

意匠委員会では、このような変化にしっかりと対応 するため、例年に引き続き、意匠制度についての政策 提言を行っていくとともに、意匠制度の利活用を促進 するため、会員への周知を行います。

#### 【著作権委員会】

著作権委員会は、著作権制度についての政策提言等をその職責とし、本年度は、「著作権に関する諸課題についての調査・研究及び提言」「コンテンツ保護・利用及びコンテンツビジネスに関する調査・研究」などの政策提言、「最近の著作権に関する重要判決の調査・研究」や昨年度作成した著作権に関する判例データベースの運用、Webサイト「弁理士の著作権情報室」の管理運営、写真雑誌における著作権に関する記事監修、孤児著作物(オーファンワークス)の取扱に関するオーファンワークス実証事業実行委員会との取り組み、4月に出展した展示会の出展結果の検証などについて、部会に分かれて検討します。

コロナ禍で学校等における授業がオンラインにシフトしつつある中で、著作権の問題が顕在化してきており、また、7月に知的財産戦略本部から発表された知的財産推進計画 2021 では、「デジタル時代に適合した

コンテンツ戦略」として、「デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革」・「コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組」が掲げられており、著作権に注目が集まっています。

著作権委員会では、こうした状況を踏まえた政策提言を行っていくほか、重要判例の調査・研究や Web サイト「弁理士の著作権情報室」等を通じて著作権に関する情報を会員の皆様へ還元したいと考えています。

# 【情報企画委員会】

情報企画委員会は、日本弁理士会のIT インフラの検討・推進及び整備を担当しています。本年度は、会員の個人情報や事務所情報、会費支払状況等を管理している会員情報管理システムの再構築を実施し、2022年4月から本格運用が開始できるように準備を進めてまいります。また、コロナ禍でテレワークへの移行や企業におけるDX 化が推進されている現状を踏まえ、日本弁理士会事務局内部の業務のデジタル化を進めるために必要な施策の検討を行います。

その他、弁理士ナビの改善や議事録自動生成システムやチャットツールの検証を行い、日本弁理士会のITインフラを検討・整備します。

### 【東北会】

東北会は、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の 6県を所管し、当該地域における知的財産制度の普 及・啓発活動を担っています。本年度は、若山東北会 会長の下、昨年度コロナ禍で実施できなかったエキス ポブース出展を進めているほか、東北会主催の知的財 産セミナーの実施や知財授業及びセミナーへの講師派 遣を行う予定です。また、令和4年度以降に東北全県 において、常設知的財産相談会とは別の知的財産相談 会を開催すべく、その準備活動を進めています。

これらの事業計画が円滑に進むように、しっかりとサポートをしてまいりたいと思います。

#### 3. おわりに

本稿が掲載されるパテント9月号が発行される頃には、4月からはじまった副会長の任期も、半分を終えたところと思います。残りの期間、副会長の職責を全力で全うする所存ですので、引き続き、ご指導・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。